

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第99号

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「種類及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「一」を「いずれか」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第5条第1項中「前条第3項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「前条第2項第1号または」を「前条第1項第1号又は」に改め、同項第5号中「前条第3項」を「前条第2項」に改め、同条第3項中「命ぜられた」を「命じられた」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「又は特別会員（以下「会員等」という。）」を削り、「一」を「いずれか」に改め、同条第2号及び第3号中「会員等」を「会員」に改める。

第10条第1項前段中「会員等」を「会員」に改める。

第19条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)